

## 個人ばく露測定定着促進補助金交付規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国労働衛生団体連合会（以下「全衛連」という。）が補助事業者として「個人ばく露測定定着促進補助金」の交付事業を執り行うに当たり、交付事務手続き等を定め、その業務の適切かつ確実な実施を図ることを目的とする。

### (補助金交付の対象等)

第2条 補助金の交付を申請できる者は、本規程別表の第1欄に掲げる個人ばく露測定実施者とし、次に掲げる者とする。

#### (1) 次のアからエのいずれかに該当する中小企業事業者

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が300人以下の事業者であって、次のイからエまでに掲げる業種以外の業種に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が100人以下の事業者であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人である事業者又は常時使用する労働者の数が50人以下の事業者であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

#### (2) その他厚生労働大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て全衛連が適当と認める者

2 補助金の交付の対象となる個人ばく露測定は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第18条各号に掲げる物及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の2第1項に規定する通知対象物（以下「リスクアセスメント対象物」という。）に係る「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号）」及び「濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和5年4月27日技術上の指針公示第24号）」に基づき、労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う測定（次に掲げる規定に基づく測定を除く。）とする。

・有機溶剤中毒予防規則（昭和47年労働省令第36号）第28条の3の2第4項第1号及び第5項第1号

・鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）第52条の3の2第4項第1号及び第5項第1号

- ・特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 36 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 5 項第 1 号並びに第 38 条の 21 第 2 項及び第 4 項
  - ・粉じん障害防止規則（昭和 54 年労働省令第 18 号）第 26 条の 3 の 2 第 4 項第 1 号及び第 5 項第 1 号
- 3 補助金は、本規程別表の第 2 欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について、同第 4 欄に定める範囲において交付する。本規程別表の第 2 欄において「これと同等以上の性能を有する分析方法による分析」には、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和 5 年 4 月 27 日技術上の指針第 24 号）の別表 1 に記載された分析方法を含む。
- 4 補助対象経費について、他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受ける場合には交付の対象としない。

（公募期間）

第 3 条 補助金の公募期間及び予定額は次のとおりとする。

- ① 第 1 期公募期間：令和 6 年 6 月 1 日～令和 6 年 7 月 31 日（必着）

予定額：9,000 万円

- ② 第 2 期公募期間：令和 6 年 9 月 1 日～令和 6 年 10 月 15 日（必着）

予定額：1,000 万円

（第 1 期公募予定額に残が生じた場合、その残余额を加える。）

- 2 第 1 期の実績において、予定額を下回った場合は、当該残額を第 2 期の公募期間の予定額に追加することとする。

（補助対象経費）

第 4 条 補助対象となる経費は次の要件を満たすものでなければならない。

- ① 補助金の交付決定通知後に、測定した経費であること。

- ② 本規程別表の第 2 欄に規定する範囲の経費であること。

（申請）

第 5 条 補助金の申請は、別添様式 1 を用いて行うものとする。

- 2 申請は、原則として電子申請又は郵便により行うものとする。

（補助金の交付決定）

第 6 条 補助金の交付決定に当たっては、以下の事項が確保されていることを確認する。

- (1) 申請者が第 2 条第 1 項のいずれかに該当すること。

- (2) 申請者が、雇用保険、労災保険、社会保険等に加入しているとともに、次に掲げる事項の全てを満たしていること。

① 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い、「使用停止等命令解除通知」を受理している場合には、この限りではない。

② 過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。

③ 申請者が暴力団ではなく、申請者の役員等が暴力団又は暴力団員を利用する、資金等を供給する、便宜を供与する等関与したり、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有したりしていないこと。

(3) 個人ばく露測定が別表の第2欄の基準に適合すること

(4) 個人ばく露測定の実施件数が、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う作業（以下「リスクアセスメント対象物取扱作業」という。）等作業に従事する者の数を超えないこと。ただし、リスクアセスメント対象物取扱等作業従事労働者数が1名である場合は、2件を超えないこと。

2 第1項の要件を満たす申請者から申請された補助金の総額が、公募期間ごとの間接補助金の予定額を上回った場合、全衛連は、次表に掲げる計算方法の合計点の高い申請者から順に補助金の予定額に達するまで交付決定を行う。

① 事業場の規模（常時使用する労働者数）

30人以下	30人超50人以下	50人超100人以下	100人超
3点	2点	1点	0点

② リスクアセスメント対象物取扱等作業従事者の当該作業を行う平均的な日数（週当たり）

毎日	3日以下	1日以下
3点	2点	1点

③ 測定を行う作業環境測定士

個人サンプリング法の登録を受けている	個人サンプリング法の登録を受けていない
3点	0点

（交付決定の通知）

第7条 全衛連は、それぞれの公募期間終了後おおむね1か月以内に交付決定した補助金額について別添様式2により申請者に通知する。

2 全衛連は、交付の決定をしないときは、その旨を別添様式3により通知する。

(補助金の請求)

第8条 交付決定の通知を受けた申請者は、交付決定通知後、令和7年2月28日までに別添様式4により、個人ばく露測定定着促進補助金請求書を提出しなければならない。

2 別添様式4の提出が令和7年3月1日以降になされた場合は、当該申請に係る補助金の支払いを行わない。

(補助金の交付)

第9条 全衛連は、申請者から第8条に規定する別添様式4の報告を受けた場合、交付決定額の範囲において、申請者の指定する口座に振り込み、その旨を別添様式5により申請者に通知する。

2 実際の個人ばく露測定に要した経費が交付決定額を下回った場合には、当該交付決定額を基準として本規程別表の第4欄による算定方法により算定する。

(申請の取下げ)

第10条 交付決定前に申請者から申請の取下げがあった場合、全衛連は交付申請受付を解除した上で、速やかに関係書類のすべてを申請者に返却する。

(再申請)

第11条 第1期公募に応募し、審査の結果、交付決定の対象とならなかった申請者は、第2期の公募期間に再度申請をすることができる。

2 前項の再申請に関しては、第1期公募に係る申請内容に変更がない場合、改めて添付書類を提出する必要はなく、別添様式6を用いて行えば足りるものとする。

3 第1期公募に応募し、審査の結果、交付決定の対象とならなかった申請者で、第2期公募に再申請しない場合、全衛連は速やかに関係書類のすべてを申請者に返却する。

4 第1期公募に応募し、交付決定の対象となった申請者は、第2期公募に申請することはできない。

(電子申請による手続き)

第12条 申請者は第5条で定める申請書(別添様式1)、第8条で定める実績報告及び補助金請求書(別添様式4)、第10条で定める申請の取下げ、第11条で定める補助金交付再申請書(別添様式6)について、全衛連の指定するメールアドレスに当該書類データを添付する方法により提出することができる。

(補助金交付後の解除等)

第13条 全衛連は、申請者が提出した書類に重大な誤りがあると認めるときは、交付決定額の全部又は一部を解除することができる。

- 2 全衛連は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令がなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95% の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(秘密の保持)

第 14 条 申請者がこの規程に従って全衛連に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査等本事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとする。

(本規程の上位判断)

第 15 条 本規程の運用について疑義が生じた場合、厚生労働省が定める個人ばく露定着促進補助金交付要綱、個人ばく露定着促進補助金事業実施要領の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、適正化法施行令及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年厚生省・労働省令第 6 号）の定めるところにより処理する。

(その他)

第 16 条 本規程は令和 6 年 5 月 15 日より適用する。

別表

1 補助金の対象となる者	2 補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
個人ばく露測定を実施する中小企業事業者等	<p>次に掲げる個人ばく露測定及び分析等に要する経費(消費税は除く)</p> <p>①リスクアセスメント対象物取扱等作業中のデザイン及びサンプリング</p> <p>②採取された試料の吸光光度分析法、原子吸光分析等の方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法による分析</p> <p>③作業環境測定士派遣料</p>	個人ばく露測定及び分析等1名当たり5万円	<p>第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額の2分の1を交付額とする。</p> <p>なお、申請できるリスクアセスメント対象物取扱等従事労働者は1作業場当たり最大2名分。また、複数の作業場に係る申請があった場合、同一申請者当たりの交付額の合計は5万円を上限とする。</p>

様式 1

令和 年 月 日

## 令和 6 年度個人ばく露測定定着促進補助金交付申請書

申請事業場名

代表者職名・氏名

(押印不要)

下記資料を添付のうえ、令和 6 年度個人ばく露測定定着補助金を申請します。

### 記

- 1 事業場概要 (別紙 1)
- 2 確認書 (別紙 2)
- 3 見積書 (写)
- 4 作業場所概要見取図

\* 令和 6 年度個人ばく露測定定着補助金交付申請書に記載された個人情報、補助金交付のための業務のみに使用いたします。 をお願いします。

同意します 同意しません

別紙 1

事業場概要

1 事業場の名称等

事業場の名称	
所在地	〒
代表者の職名・氏名	
担当者の職名・氏名 連絡先	職名・氏名 _____ TEL _____ e-mail _____

2 事業場概要

業種	
事業概要	
リスクアセスメント対象物取扱い等作業の概要 対象人数及び週当たりの平均的な化学物質取扱い日数	取扱い作業場数 _____箇所 対象人数 _____名 対象者1名当たり、週当たりの化学物質取扱平均日数 _____日
資本金の額又は出資の総額	1. 資本金 万円 2. 出資金 万円
労働保険番号	
従業員数（常時使用する労働者数）	_____名



### 3 安全衛生管理体制等

1 安全衛生推進者等の 選任状況	衛生管理者	_____名
	化学物質管理者	_____名
	安全衛生推進者	_____名
	衛生推進者	_____名

### 4 個人ばく露測定定着補助金の額の計算

(1) 作業環境測定機関名 及び測定を行う作業環 境測定士の個人サンプ リング法の登録	名称 _____ 登録番号 _____ 登録の有無 1. あり                      2. なし
(2) 申請に係る個人ばく露 測定	この申請に係る個人ばく露測定は次に該当しますか。 ・「化学物質リスクアセスメント指針」、又は「濃度の基準の 適用等に関する技術上の指針」に基づく個人ばく露の測定で ある。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 「いいえ」の場合、補助金は認められません。 法令に基づく作業環境測定の結果第三管理区分が改善できない 場合の措置又は法令に基づくアーク溶接作業の措置としての個 人ばく露測定である。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 「はい」の場合、補助金は認められません。
3 個人ばく露測定対象物 質名、試料、採取方法、 分析方法 (申請に係る化学物質が 複数ある場合それぞ れ、記入してくださ い。)	1 対象物質名 _____ (商品名ではなく正式名称を記入してください) 試料採取方法 _____ 分析方法 _____
	2 対象物質名 _____ (商品名ではなく正式名称を記入してください) 試料採取方法 _____

	分析方法 _____
<p>4 作業場数及び対象 労働者数</p> <p>複数作業場がある場合は 作業場ごとに人数を記入 してください</p>	<p>1 1 作業場の場合</p> <p>作業場名 ( )</p> <p>対象人数 ( ) 人 見積価格 ( ) 円</p> <p>* 1 作業場当たり 2 名まで</p> <p>2 複数作業場の場合</p> <p>(1) 作業場名 ( )</p> <p>対象人数 ( ) 人 見積価格 ( ) 円</p> <p>* 1 作業場当たり 2 名まで</p> <p>(2) 作業場名 ( )</p> <p>対象人数 ( ) 人 見積価格 ( ) 円</p> <p>合計 _____ 円 (A)</p> <p>(税抜価格を記入し、見積書を添付してください。)</p>
<p>5 補助申請額 (税抜価格)</p>	<p>(A) <math>\times 1/2 =</math> _____ 円 【補助申請額】</p> <p>(上限 5 万円)</p>

5 作業場所概要見取図（別紙でも可）

今回補助金を申請する化学物質取扱い等作業場所を示してください。作業場所が複数ある場合、各々の箇所が分かるように記載してください。寸法等は正確でなくてもよいです。模式的で結構です。

確 認 書

申請事業場名

代表者職名・氏名

(押印不要)

令和6年度個人ばく露測定定着促進補助金の交付申請に当たり、下記事項に間違いのないことを確認します。

記

- 1 当事業場は、雇用保険、労災保険、社会保険等に参加しており、令和6年度における保険関係が成立しています。
- 2 当事業場は、過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けたことはありません。
- 3 当事業場は、過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検されたことはありません。
- 4 当事業場の代表者、役員等は暴力団員ではなく、暴力団又は暴力団員を利用する、資金等を供給する、便宜を供与する等関与したり、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していたりしていません。

様式2

番 号  
令和 年 月 日

申請事業場名  
代表者職名・氏名

個人ばく露測定定着促進補助金・補助事業者  
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

令和6年度個人ばく露測定定着促進補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付受付で交付申請のあった標記について、下記金額を交付することを決定したので、令和6年度個人ばく露測定定着促進補助金交付規程第7条第1項に基づき、通知します。

この通知以降、速やかに、個人ばく露測定を実施し、様式4「個人ばく露測定定着促進補助金請求書」をご提出(令和7年2月28日必着)ください。

記

補助予定額： \_\_\_\_\_ 円

様式3

番 号  
令和 年 月 日

申請事業場名  
代表者職名・氏名

個人ばく露測定定着促進補助金・補助事業者  
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

令和6年度個人ばく露測定定着促進補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付受付で交付申請のあった標記について、交付の対象となりませんでしたので、令和6年度個人ばく露測定定着促進補助金交付規程第7条第2項に基づき、通知します。

令和 6 年度個人ばく露測定定着促進補助金実績報告及び請求書

申請事業場名  
代表者職名・氏名 (押印不要)

令和 年 月 日付にて送付いただきました「令和 6 年度個人ばく露測定定着促進補助金交付決定通知書」に基づき個人ばく露測定を実施いたしましたので、報告します。

つきましては、下記口座あて補助額を振り込みいただきますようお願いいたします。

記

振込先

金融機関名： \_\_\_\_\_  
金融機関コード： \_\_\_\_\_  
支店名： \_\_\_\_\_  
支店コード： \_\_\_\_\_  
口座の種類：  普通預金  当座預金  
口座番号： \_\_\_\_\_  
口座名義(フリガナ)： \_\_\_\_\_  
口座名義： \_\_\_\_\_

振込先： ゆうちょ銀行

記号番号： \_\_\_\_\_  
口座名義(フリガナ)： \_\_\_\_\_  
口座名義： \_\_\_\_\_

請求額： \_\_\_\_\_ 円

添付書類

- 1 個人ばく露測定結果報告書 (写)
- 2 請求書 (写)
- 3 領収書 (写) 又は 振込証明書 (写)

(お願い) 金融機関名、口座番号、口座名義につきましては、お間違いのないようにご記入ください。

様式 5

番 号  
令和 年 月 日

申請事業場名  
代表者職名・氏名

個人ばく露測定定着促進補助金・補助事業者  
公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

令和 6 年度個人ばく露測定定着促進補助金振込通知書

令和 年 月 日付で報告のあった様式 4 「令和 6 年度個人ばく露測定定着促進補助金実績報告及び請求書」に基づき、下記金額を貴事業場指定の口座に振込を行ったため、その旨通知します。

記

振込額： \_\_\_\_\_ 円



令和6年度個人ばく露測定定着促進補助金交付再申請書

申請事業場名  
代表者職名・氏名 (押印不要)

令和 年 月 日に提出した令和6年度個人ばく露測定定着促進補助金申請については  
交付決定の対象とならなかったため、再度、令和6年度個人ばく露測定定着促進補助金を申  
請します。

なお、下記資料は令和 年 月 日の申請時に提出したものと変更ありませんので、添付  
を省略します。

- 1 事業場概要 (別紙1)
- 2 確認書 (別紙2)
- 3 見積書 (写)
- 4 作業場所概要見取図

\*令和6年度個人ばく露測定定着促進補助金交付再申請書に記載された個人情報、補助  
金交付のための業務のみに使用いたします。 をお願いします。

同意します 同意しません